

9 軽油引取税に関する調

(1) 軽油の引取数量等に関する調

区 分		数 量 ・ 件 数 (k l)
引 取 数 量 ①		182,662
課 税 対 象 と な ら な い 数 量 ②		52,960
差 引 ①-② ③		129,702
欠 減 量	特 約 業 者 分 1/100	1,162
	元 売 業 者 0.3/100	41
	計 ④	1,203
課 税 標 準 量 ③-④ ⑤		128,499
申 告	燃 料 炭 化 水 素 油 の 販 売 量 (法 144 の 2 ③)	0
	課 税 対 象 と な ら な い 数 量	0
納	軽 油 又 は 燃 料 炭 化 水 素 油 の 販 売 量 (法 144 の 2 ④)	0
	課 税 対 象 と な ら な い 数 量	0
の	炭 化 水 素 油 の 消 費 量 (法 144 の 2 ⑤)	0
	課 税 対 象 と な ら な い 数 量	0
付	み な す 課 税 さ れ た 軽 油 の 消 費 ・ 譲 渡 量 (法 144 の 3 ① V)	0
	課 税 対 象 と な ら な い 数 量	0
等	み な す 課 税 さ れ た 軽 油 の 輸 入 量 (法 144 の 3 ① VI)	0
	そ の 他	5,220
分	課 税 対 象 と な ら な い 数 量	4,763
	計 ⑥	5,220
	課 税 対 象 と な ら な い 数 量 の 計 ⑦	4,763
課 税 標 準 量 ⑥-⑦ ⑧		457
合 計 ⑤+⑧		128,956

区 分		数 量 ・ 件 数 (件)	
特 別 徴 収 義 務 者 等	元 売 業 者	本 店 の 数	0
		登 録 数	17
		事 務 所 等 の 数	4
特 約 業 者	計	本 店 の 数	47
		登 録 数	107
		事 務 所 等 の 数	220
仮 特 約 業 者	計	本 店 の 数	47
		登 録 数	124
		事 務 所 等 の 数	224
そ の 他 の 者	計	本 店 の 数	0
		登 録 数	0
		事 務 所 等 の 数	0

- (注) 1 「欠減量」とは、軽油の引取りの際に物理的に霧散してしまうとされる軽油の数量をいう(法144の14③)。
- 2 「その他」とは、特別徴収義務が消滅したときの所有量(法144の2⑥)、特約業者の自己消費(法144の3①I)、元売業者の自己消費(法144の3①II)、免税軽油の譲渡(法144の3①III)、免税軽油の用途外使用(法144の3①IV)によりみなす課税された軽油及び免税軽油の不正受給(法144の22④(法144の25⑤の準用含む))により課税された軽油の合計数量をいう。
- 3 「その他」の欄のうち「課税対象とならない数量」とは、特別徴収義務が消滅したときの所有量から控除された数量(法144の2⑥)、特約業者の自己消費(法144の3①I)及び元売業者の自己消費(法144の3①II)によりみなす課税された軽油から控除された数量の合計数量をいう。

区 分	免 税 軽 油 使 用 者 数 等 ①	数 量 ② (k l)	み な す 課 税		引 取 課 税		普 通 徴 収		通 告 処 分 ・ 告 発		
			件 数	税 額 (千円)	件 数	税 額 (千円)	件 数	税 額 (千円)	件 数	税 額 (千円)	
											件 数
法 附 則 第 十 五 条 の 二 の 七 第 一 項	セメント製品製造業(生コンクリート製造業を除く)	9	71	0	0	0	0	0	0	0	0
	生コンクリート製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	鉱物の掘採事業	20	4,540	0	0	0	0	0	0	0	0
	とび・土工事業	4	8	0	0	0	0	0	0	0	0
	鉱さいバラス製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	港湾運送業	5	196	0	0	0	0	0	0	0	0
	倉庫業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	鉄道貨物利用運送事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	鉄道貨物積卸業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	航空運送サービス業	3	51	0	0	0	0	0	0	0	0
	廃棄物処理事業	8	108	0	0	0	0	0	0	0	0
	地方公共団体	4	15	0	0	0	0	0	0	0	0
	地方公共団体の長の許可等を受けた者	4	93	0	0	0	0	0	0	0	0
	国土交通大臣の許可を受けた者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	木材加工業	34	624	0	0	0	0	0	0	0	0
	木材市場業	7	162	0	0	0	0	0	0	0	0
	堆肥製造業	1	16	0	0	0	0	0	0	0	0
索道事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
小計 ⑧	1,774	26,222	7	36	0	0	1	165	0	0	
法附則第十二条の二の七第五項関係 ㉙	0	0									
法附則第十二条の二の七第六項関係 ㉚	0	0									
アメリカ合衆国軍隊関係 ㉛	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
外国公館等の暖房用ボイラー関係 ㉜	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計 ㉕+㉖+㉗+㉘+㉙+㉚	1,800	52,960	7	36	0	0	1	165	0	0	